

対象：沖縄県内で障害者の社会活動・  
地域活動を支援する法人・団体様

# 沖縄県障害者社会活動推進事業 補助金：申請から支払いまでの ステップガイド

# 補助金スケジュールの全体像：1年間のロードマップ



補助金は「事前にもらう」のではなく、原則として事業を終わらせて実績を報告した後の「後払い（精算払）」です。

※概算払（前払い）は事業実施必要な場合に限り認められる場合がありますので事前にご相談ください。

# ステップ1：交付申請

【補助金をもらうための申し込み】



締切：交付を受けようとする年度の  
**5月31日 必着**  
(※閉庁日の場合は前倒し)。



## 重要ポイント（普及啓発）

メイン事業だけでなく、必ず「結果や効果を広く県民に知らせる活動（HP掲載など）」をセットで行う必要があります。

## 補助事業の要件

### 公益性

団休メンバーだけでなく、広く社会一般に役立つか？

### 専門性

その分野に関する知識と経験があるか？

### 広域性

特定の狭い地域に限定せず、広い範囲を対象としているか？

## ステップ2：交付決定

【県による審査・上限金額の決定】



### 交付決定

#### 時期

6月1日～8月31日の間に審査が行われ、8月31日までに結果が通知されます。

#### 金額はどう決まる？

$$\text{算式} \quad \frac{\text{社会活動推進補助金の額}}{\text{社会活動推進補助金に係る予算の額}} = \frac{\text{知事があらかじめ定める補助事業の数}}{\text{知事があらかじめ定める補助事業の数}}$$

- 申請した金額がそのまま満額出るとは限りません。
- 全体の予算枠と、その年に申請した団体数によって配分額が決定されます（算式に基づく計算）。